

山形県宿泊業緊急支援給付金の手続きについて

新型コロナの影響により特に厳しい経営状況にある宿泊施設が、コロナ禍による利用者減を乗り越えて宿泊業を継続できるよう、県独自の給付金を給付します。

申請期限は3月10日(木)必着です。お早めにお手続きください。

対象事業者

令和4年1月又は2月のいずれかの売上げが、令和3年(前年)同月、令和2年(前々年)同月又は平成31年(3年前)同月と比較して30%以上減少した宿泊事業者

主な要件

- ① 県内において、旅館業法の許可を受けて、同法第2条第2項又は第3項に規定する宿泊施設の営業を行っている者
- ② 給付金の受給後も事業を継続する者

給付額

客室数 ※1	給付基準額	認証施設加算額 ※2	重点措置区域加算額 ※3
1～29室	500,000円	50,000円	50,000円
30～99室	750,000円	75,000円	75,000円
100室～	1,000,000円	100,000円	100,000円

※1 客室数は、旅館業法に基づく許可を受けた登録上の客室数

※2 「山形県新型コロナ対策認証制度」の認証を取得済みの宿泊施設の加算額

※3 まん延防止等重点措置区域内の宿泊施設の加算額

■ 申請受付期間：令和4年2月16日(水)～令和4年3月10日(木) **必着**

■ 申請先：〒990-8799 山形中央郵便局私書箱9号

山形県宿泊業緊急支援給付金事務局

■ 申請方法：給付金事務局へ **郵送** ※封筒に「給付金申請書在中」と **朱書き**

※裏面もご覧ください。

山形県宿泊業緊急支援給付金コールセンター

お問い合わせ

電話番号：023-666-3215

受付時間：午前9時～午後5時まで(土・日・祝日を除く)

E-mail：yamagata-kyuhukin@y-ab.co.jp



必要書類

- ① 交付申請書兼実績報告書
- ② 売上げが令和3年同月比、令和2年同月比又は平成31年同月比で30%以上減少した月(令和4年1月又は2月のいずれか一月)の売上げが確認できる書類
※売上げが0(ゼロ)の場合も必要です。
- ③ 売上げを比較する月(令和3年1月・2月、令和2年1月・2月又は平成31年1月・2月のいずれか一月)の売上げが確認できる書類
- ④ 売上げを比較する月(令和3年1月・2月、令和2年1月・2月又は平成31年1月・2月のいずれか一月)を含む期間の確定申告書の写し
※税務署の收受日付印があるもの
※收受印がない場合は、「その年度の納税証明書(その2)の写し」、「税務署で保管している原本を撮影した写真」、「(e-Taxで確定申告した場合)、受信通知(メール詳細)の写し」のいずれかを添付してください。
- ⑤ 旅館業営業許可証の写し
- ⑥ 振込先口座が分かる通帳の写し(申請者名義のものに限る)
※口座名義(カタカナ)と口座番号の両方が分かるページ

新規で宿泊施設の営業を開始された方の売上げ比較方法

- 令和3年2月2日～令和3年12月1日の期間中に宿泊施設の営業を開始した事業者の売上げ比較は以下のとおりとなります。
 - ・ 「令和4年1月又は2月のいずれか一月の売上げ」と「対象月(令和3年3月～12月までのいずれか一月)の売上げ」を比較する。

※令和3年12月2日以降に宿泊施設の営業を開始された方は、今回の給付金の対象外となります。

- ※ 「交付申請書兼実績報告書」の様式は、県ホームページからダウンロードのうえ、記載例や申請の手引きを参照しながら、記入してください。
- ※ ダウンロードや印刷が難しい場合は、山形県宿泊業緊急支援給付金コールセンターへお問い合わせください。

詳しくは 県ホームページ「山形県宿泊業緊急支援給付金」
をご確認ください。

山形県宿泊業緊急支援給付金

検索

